

準備・創業期

平成31年度

神戸市ソーシャルビジネス推進助成募集案内



●申請受付：平成31年3月5日（火）～平成31年5月10日（金）

●助成額：最大50万円

神戸市

申請対象となる活動について

- 団体の条件 2ページ「1-1.対象団体」参照
- 事業内容の条件 2ページ「1-2.対象事業」参照
- 助成対象期間 2ページ「1-3.助成対象期間」参照
- 助成金額 2ページ「1-4.助成金額及び助成予定総額」参照
- 助成対象となる経費 3ページ「1-5.助成対象経費」参照
- 助成期間中の支援 3ページ「1-6.その他の支援等」参照

申請手続きについて

- 募集期間 4ページ「2-1.募集期間」参照
- 提出書類 4ページ「2-2.提出書類」参照
- 申請書提出方法と提出先 4ページ「2-3.申請書提出先」参照
- 申請に関する相談 13ページ（裏表紙）「申請に関する相談」参照

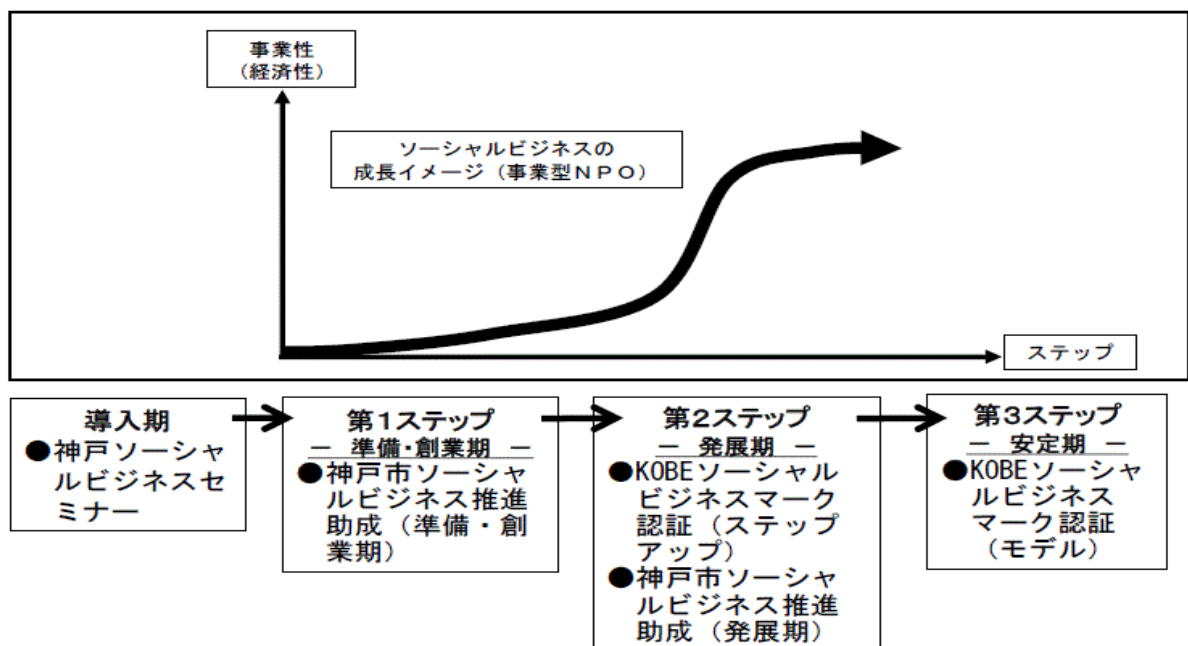
審査について

- 審査方法・審査基準 5ページ「3-1.審査の方法」参照
- 企画提案会 6ページ「3-2.企画提案会」参照
- 審査結果の発表 6ページ「3-3.審査結果の発表」参照

採択後の手続きについて

- 主な流れ 7ページ「4-1.採択後の主な流れ」参照
- 活動報告 7ページ「4-3.活動報告」参照
- 助成金額の確定 8ページ「4-4.助成金額の確定」参照
- 助成金額の交付 8ページ「4-5.助成金の交付」参照
- 活動報告会 8ページ「4-9.活動報告会の実施」参照
- 平成30年度採択事業 9ページ「4-11.平成30年度採択事業」参照

神戸市ソーシャルビジネス推進策のイメージ



§ 1. 申請内容について

1-1. 対象団体

神戸市内に活動拠点を有する団体で、企画した事業の完了まで責任を持って遂行できる団体。

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定められた暴力団または暴力団と密接な関係のある団体は対象外です。

※団体の所在地が市外であっても、支部などの活動拠点が市内にあれば対象となります。また法人格の有無、法人形態は問いません。

1-2. 対象事業

上記団体が神戸市内で行う、ソーシャルビジネスのうち、平成31年4月1日から1年以内に事業を開始する、または平成31年4月1日時点で開始から概ね2年以内の事業であること。

1-3. 助成対象期間

平成31年4月1日（月）～平成32年3月31日（火）

1-4. 助成金額及び助成予定総額

総活動費のうち1件あたり、50万円を上限として助成。

今回募集分の助成予定総額は200万円です。

※助成金限度額は、①単年度コース、②複数年度コースで金額が異なります。

- ・①単年度コース：上限50万円
- ・②複数年度コース：上限30万円／年間（2年間合計：上限50万円）

②複数年度コースについて

※原則として2年間続けてソーシャルビジネス推進助成（準備・創業期）を受けることができます。但し、2年目についても、申請書を提出いただき、企画提案会にも出席していただく必要があります。

【2年目の審査項目】：前年度の評価、計画性

1-5. 助成対象経費

対象期間内に行われるビジネスプラン作成や事業展開に必要となる経費のうち、事業を開始するにあたって必要となる活動の経費を助成対象とします。

※調査研究のみを目的とする活動は対象外となります。

<助成対象経費の例>

- 事業に必要な資材・備品・消耗品等の作成・購入費用
- パンフレット・チラシ等の印刷、発送等に要する費用
- アンケート調査や試作品の製作費用
- 会場使用料、機材等のレンタル費用
- 講師やアドバイザーへの謝礼金
- 講師やボランティアスタッフの交通費
- その他事業に必要な費用のうち、第三者に対して支払われる費用

<助成対象外経費>

下記の経費は助成対象とはなりません。

- 申請団体の構成員への人件費、ミーティング時の飲食に係る経費
- 対象期間外の事業に要する経費
- 領収書が無く支出の根拠が確認できない経費や、その他用途の不明な経費
- 当助成金の申請・報告等に係る経費

1-6. その他の支援等

- 神戸市が開催するセミナー等を開催する場合は、ご案内させていただきますのでご参加ください。
- 専門家の個別相談を受けることができます。専門家への相談料は神戸市が負担します。(上限額5万円)

§ 2. 申請手続きについて

2-1. 募集期間

平成31年3月5日（火）～平成31年5月10日（金）

2-2. 提出書類

以下の書類を募集期間内に提出してください。

- ソーシャルビジネス推進助成金交付申請書（様式第 1-1 号）
 - 収支予算書（様式第 2-1 号）
 - 団体の規約（定款等）
 - その他企画・活動内容のわかる資料（様式任意）**A4 両面で 3 枚を上限**
- ※申請書の様式は、神戸市のホームページからもダウンロードが可能です。

神戸 ソーシャルビジネス

検索 

2-3. 申請書提出先

市民参画推進局市民協働課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1

e-mail : plat@office.city.kobe.lg.jp

※ 郵送、電子メールでも提出可（5月10日（金）締め切り）

2-4. その他、申請に関する注意事項

- ① 申請にかかる経費は、申請する団体の負担とします。
- ② 申請書の内容について、あらかじめ選考会前に確認（ヒアリング）を行う場合があります。
- ③ 提出された申請書類一式は返却いたしません。
- ④ 提出された申請書類等は、個人情報保護の対象となる部分を除き、公開される場合があります。

§3. 審査について

3-1. 審査の方法

① 申請書類による要件審査（1次審査）

申請団体及び申請された事業の企画内容が、神戸市ソーシャルビジネス推進助成に関する要綱第3条から第5条に定める要件に該当するかどうかについて、申請書類により審査します。（⇒10ページ要綱参照）

※ この審査で不採択となった団体には、理由を付して不採択の通知をします。

② 企画提案会（2次審査）

申請書類及び申請者による企画提案会（非公開）での提案説明を受け、外部委員（選考委員）による「社会性」「事業性」「先進性」「共感性」「将来性」の5項目に関する意見を考慮し、採択・不採択を決定します。内容は下記の審査項目を参照してください。

審査項目	審査内容（各5点）
社会性 (10点)	社会的課題の解決を目的としているか。
	社会的課題及び受益者を明確に捉えているか。
事業性 (15点)	この事業は当該課題を解決するにあたり効果的か。
	その事業は事業性を確保しているか。またその見込みはあるか。
	事業開始に必要な人材の確保や資金調達等はできているか。
先進性 (5点)	取り組む社会的課題の解決手法は従来にない新しいものであるか。
共感性 (5点)	多くの協力者や支援者が得られるものか。
将来性 (10点)	助成を受けて行う活動は事業の開始・継続に有効なものか。
	経費の見積もりは無駄がなく、計画的に活動を実施できるか。

※ 神戸市は、選考会に対して、申請された活動の企画内容に関する意見を述べることができます。

※ 採点の集計結果、満点の50%以下の審査項目が1つでも該当する場合は「不採択」とさせていただきますので、ご了承ください。

(例) 社会性の場合

満点：10点×4人（選考委員数）＝40点 ⇒ 20点以下で不採択

3-2. 企画提案会

○日 時：平成31年6月下旬～7月上旬（土曜又は日曜）を予定

○場 所：未定

※提案会の詳細については、申請〆切り後、申請団体に通知します。

※提案会は非公開で行います。

※申請団体は必ず出席してください。

欠席の場合は選考・審査対象から除外し、不採択とします。

3-3. 審査結果の発表

神戸市は、外部選考委員の意見を考慮し、申請内容を総合的に審査、採択活動及び助成予定金額を決定します。採択した団体には「採択及び助成金交付予定額通知書」を、不採択となった団体には「不採択通知書」を、企画提案会より10日前後に、それぞれ文書により通知します。

また、採択活動についても、審査の結果、申請額を減額して採択する場合や、よりよい活動をしていただくため、神戸市ソーシャルビジネスセミナーへの参加などを採択条件とする場合があります。

§ 4. 採択後の手続き・活動報告等について

4-1. 採択後の主な流れ

採択及び助成金交付予定額通知書の交付

下波線は団体側の提出物

↓
採択者説明会（7月下旬頃開催予定）

↓
（活動実施中）

活動内容に変更がある場合、計画変更申請書の提出【4-2.参照】

概算交付の必要がある場合、ソーシャルビジネス推進助成金概算交付要望(請求)書の提出【4-6.参照】

↓
活動終了後、活動報告書の提出【4-3.参照】

↓
報告書精査後、助成金交付額確定通知書の交付【4-4.参照】

↓
ソーシャルビジネス推進助成金交付請求書を提出【4-5.参照】

↓
助成金の交付

↓
活動報告会の開催（平成32年6月～7月頃予定）

4-2. 活動内容の変更

- ① 採択された事業及び活動の内容は、神戸市の承諾なく変更することはできません。活動の実施内容に変更が生じる場合は、事前に報告してください。
- ② 上記の場合において、事業及び活動の内容等に大きな変更があるときは、計画変更申請書（様式第5号）を提出していただきます。
※ 変更後の申請書（活動計画書、収支予算書など）も添付が必要です。
- ③ 計画変更申請書の提出があったときは、変更内容を選考委員会であらためて意見を聴いたうえ、神戸市はその内容結果を総合的に判断し、文書によりその適否を通知します。この場合、変更内容によっては助成金交付予定額を減額することがあります。

4-3. 活動報告

活動終了後10日以内または平成32年4月10日（金）のいずれか早い日までに、下記の活動終了に関する報告書を提出してください。

- 活動完了報告書（様式第3-1号）
- 収支決算報告書（様式第4号）
- 領収書または請求書の原本及び写し（原本は審査後返却します）
- 活動状況のわかる資料
- 記録写真、パンフレット・チラシほか活動内容のわかる資料

4-4. 助成金額の確定

助成金額は、活動終了に関する報告書の提出を受けた後、その内容を審査のうえ、助成金交付予定額の範囲内で決定します。確定金額は助成金交付額確定通知書により、各団体に通知します。

4-5. 助成金の交付

助成金の交付は、活動団体からの助成金交付請求により行います。助成金交付額確定通知書を受け取った団体は、ソーシャルビジネス推進助成金交付請求書（様式第7号）により、すみやかに助成金を請求してください。

4-6. 助成金交付の特例

活動終了前に助成金が必要な場合において、請求書・領収書等により支出金額の確認ができるときは、ソーシャルビジネス推進助成金概算交付要望書・請求書（様式第6-1号、第6-2号）により、前もって助成金交付予定額の一部を請求することができます。請求する時期・手続き等については別途ご相談ください。

4-7. 助成金の取り消し

下記のいずれかに該当する場合は、助成金交付の一部もしくは全部を取り消す場合があります。

- 助成金の申請に関して虚偽または不正の事実があるとき
- 助成金を助成対象活動以外に使用したとき
- 助成金交付の条件その他神戸市ソーシャルビジネス推進助成に関する要綱の規定に違反したとき
- 神戸市ソーシャルビジネス推進助成に関する要綱第25条に定める調査及び是正措置要求に従わないとき

4-8. 活動記録の保存及び情報公開

活動完了報告書等助成対象活動に関する書類は、平成37年3月末日まで保存し、団体の事務所等に備え置いてください。

4-9. 活動報告会の実施

活動の成果や反省点等について発表する、活動報告会の開催を平成32年6月～7月頃に予定しています。日時・場所等の詳しい内容は、決まり次第お知らせしますので、ご出席ください。

4-10. その他

- ① 事業及び活動をより効果的に進めるためにも、活動の実施状況や事業プロセスについて、随時、神戸市に対して、情報提供や相談・進捗報告等をお願いします。
- ② 神戸におけるソーシャルビジネスの取り組みを広く紹介・発信するため、活動内容等を当課発行の広報誌でご紹介させていただきます。その際、取材にご協力ください。
- ③ 今後の助成事業に関する研究のため、事業及び活動の実施状況について随時ヒアリングを行います。また助成対象期間終了後においても、必要に応じてヒアリングを行うことがありますので、ご協力をお願いします。

4-11.平成30年度採択事業（申請団体数4団体・採択団体数1団体）

団体名	事業名	事業内容
特定非営利活動法人 二求の塾	不登校で悩む児童や学生、 家族、教育関係者が情報共 有できるポータルサイト	インターネット上にポータルサ イトを開設し、悩み相談や居場 所探しができ、不登校生が社会 復帰できるきっかけづくりを支 援する。

【ご注意】

- この事業は、平成31年度一般会計予算が、議会の審議を経て成立することを前提としています。成立しなかったときは、ソーシャルビジネス推進助成事業による助成金の交付は行いません。

(趣旨)

第1条 この要綱は、現在、顕著化しているさまざまな社会的課題に対して、NPOや事業者の方々が事業性を確保しつつ継続的に解決していこうとする取り組みである「ソーシャルビジネス」の中で、神戸市内で取り組まれている事業に要する経費の一部を助成することに関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 神戸市ソーシャルビジネス推進助成（以下「助成」という。）は、前条のソーシャルビジネスのうち、神戸市内で取り組まれている先進的な事業等を支援することで、市内外の社会的課題を解決し、地域の力を高めていくことを目的とする。

(助成対象団体)

第3条 助成の対象となる団体（以下「団体」という。）は、神戸市内に活動拠点を有する団体で、企画した事業の完了まで責任を持って遂行できる団体・実行組織であること。

2 前項の団体については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体は除く。

(助成事業の種類)

第4条 助成の対象となるソーシャルビジネスは、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合しなければならない。

(1) 準備・創業期助成

市長が別に定める日から1年以内に事業を開始する、または開始して概ね2年以内の事業に対して助成する。

(2) 発展期助成

市長が別に定める日に KOBE ソーシャルビジネスマーク認証（ステップアップ事業）を受けた事業に対して助成する。

(助成の対象となるソーシャルビジネス)

第5条 助成の対象となるソーシャルビジネスは、次の各号に掲げる要件すべてに適合しなければならない。

(1) 団体が神戸市内で企画・実施する事業のうち、別に定める期間に実施される事業であること。

(2) 神戸市の基本計画又は事業実施計画に反する事業でないこと。

(3) 市民と市民又は市民と市の相互理解と信頼が得られる事業であること。

(4) 宗教的活動又は政治的活動でないこと。

(5) 法令に違反した事業でないこと。

(助成金の上限)

第6条 市長は、助成の対象となるソーシャルビジネスに対し、総事業費の範囲内で準備・創業期助成については50万円、発展期助成については30万円を上限として、助成することができる。

(助成対象経費)

第7条 助成の対象となる経費は、別に定める経費とする。

(申請の手続)

第8条 助成を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、助成金交付申請書に別に定める必要書類を添付し、別に定める募集期間に申請するものとする。

(要件審査)

第9条 市長は、前条に定める申請書類による審査を行い、第3条から第5条各号の要件に明らかに該当しないと認められる場合は、理由を付して、不採択として申請団体に通知する。

(企画提案会の開催)

第10条 市長は、前条により不採択とならなかった申請案件に係る団体に対し、提案会での提案説明を求めるものとする。

2 市長は、前項により提案説明を求められた申請団体が企画提案会を欠席した場合、不採択として通知する。

(選考委員会)

第11条 市長は、申請された事業の企画内容を審査するため、選考委員会を設置するものとする。

2 市長は、前項に定める選考委員会に対し、申請された事業の企画内容に関する意見を述べるができる。

3 選考委員は、第8条に定める申請書類及び第10条に定める企画提案会での提案説明により、事業内容に関する意見を述べるができる。

4 選考委員は、ソーシャルビジネス推進助成に関する事業としての社会性、事業性、先進性、共感性及び将来性に関する意見を述べるができる。

5 選考委員会は、原則非公開とする。

6 選考委員会の運営にかかる事項については、別に定めることができる。

(意見の尊重)

第12条 市長は、第11条第3項に定める選考委員からの意見を尊重し、ソーシャルビジネス推進に関する事業としての社会性、事業性、先進性、共感性及び将来性を総合的に考慮して審査(以下「2次審査」という。)する。

(助成金交付予定額の決定)

第13条 市長は、申請された事業について、助成事業の採否及び助成金の交付予定額を決定し、助成金交付予定額通知書により申請団体に通知する。

2 第1項の場合において、市長は、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(事業の変更)

第14条 申請団体は、当該申請の内容を変更する場合は、あらかじめ計画変更申請書を市長に提出しなければならない。ただし、別に定める軽微な変更該当する場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項に定める計画変更申請書が提出された場合、その適否を判断し、申請団体に通知する。

3 市長は、前項の判断を行う場合、あらかじめ第11条第1項に定める選考委員の意見を聞かなければならない。

(発展期助成の場合の取り扱い)

第15条 第4条第1号に定める発展期助成の場合においては、第10条から第12条まで及び前条第3項の定めを適用せず、別に市長が定める取り扱いによることができる。

(助成金の交付)

第16条 第13条第1項により助成事業の採択を受けた団体(以下「採択団体」という。)は、事業終了後、別に定める日までに速やかに別に定める必要書類を添えて事業報告書(以下「事業報告書等」という。)を提出しなければならない。

2 市長は、第1項の事業報告書等を審査のうえ、助成金の金額を決定し、助成金交付額確定通知書により通知する。

3 市長は、採択団体の助成金交付請求書による請求を受けて、助成金を支払うものとする。

4 事業の実施が第1項から第3項によりがたいと市長が認める場合は、事業終了までに一部助成金を支払うことができる。

(専門家派遣の実施)

第17条 採択団体が、ソーシャルビジネスに取り組むにあたり、専門家を活用し、助言等を受けることにより、事業の順調な発展が見込めるとき、採択団体は、別に定める手続を行うことにより専門家の派遣を受けることができる。

2 市長は、第1項の手続を受けて専門家を派遣するときは、予算の範囲内において、これにかかる費用を負担することができる。

(専門家の選定、専門家派遣の実施の決定)

第18条 市長は、前条第1項による手続があったときは、その内容を審査し、派遣すべきと認めるときは、専門家を選定、派遣する。ただし、市長が必要と認めるときには、複数の専門家を派遣することができる。

2 市長は、専門家の派遣を行う場合において、当該派遣の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(派遣回数・謝金等)

第19条 1 採択団体に対する専門家の派遣は別に定める派遣回数・謝金の額を目安とし、支援の内容に応じて決定する。

(秘密の保持)

第20条 派遣された専門家は、業務上知り得た秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

(専門家派遣の報告)

第21条 第17条第1項の手続きにより派遣を行った専門家は別に定める書類を、市長に提出するものとする。

(謝金の支払い)

第22条 市長は、第21条の報告を受けたときは、その内容を確認のうえ、謝金を専門家が指定する金融機関の口座に振り込む。

(報告会の開催)

第23条 市長は、採択団体に対し、事業報告会での事業報告を求めることができる。

(事業の評価)

第24条 市長は、採択団体に対し、事業終了後、事業の効果又は実績のヒアリングを行うことができる。

(調査及び是正措置)

第25条 市長は、必要と認めるときは、採択団体に対し、事業の関係資料の提出を求めるなど、必要な調査を行うことができる。

2 市長は、前項の調査により不適当な事項を発見した場合は、採択団体に対し、必要な是正措置を求めることができる。

(助成金の取消等)

第26条 市長は、助成金の交付又は助成金交付予定額通知もしくは助成金交付額確定通知を受けた団体が、次のいずれかに該当する場合は、助成金交付予定額又は交付確定額の一部もしくは全部を取り消し、既に交付のあった助成金の一部又は全部の返還を命じることができる。

- (1) 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- (2) 助成金を助成対象事業以外に使用したとき。
- (3) 助成金交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前条の調査又は是正措置の要求に従わないとき。

(補 則)

第27条 この要綱に定めるもののほか、助成に関して必要な事項は市長が別に定める。

(施行細目の委任)

第28条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月10日より施行する。

申請に関する相談

本助成制度のご相談等は電話、メールもしくは面談で随時受付しております。

※面談でのご相談は事前にご連絡ください。

※ 締め切り直前に提出された場合、申請書類の不備等を確認する時間がとれないため、できるだけ早めのご提出をお願いします。

◎お問い合わせ、申請書提出窓口は...

市民参画推進局参画推進部市民協働課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1

open： 午前9時～午後5時30分（土・日・祝日を除く）

e-mail： plat@office.city.kobe.lg.jp

ホームページ：

神戸 ソーシャルビジネス

検索